

岡崎市監査委員公告第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項並びに岡崎市監査基準第4条第1項第1号及び第2号の規定により実施した定例監査等の結果は、別紙のとおりである。

令和3年10月29日

岡崎市監査委員	岡 島	讓
同	長谷川	龍 伸
同	築 瀬	太
同	井 村	伸 幸

保育園定例監査の結果

1 監査の種類

地方自治法第199条第2項及び第4項並びに岡崎市監査基準第4条第1項第1号及び第2号の規定により実施する監査

2 監査の対象及び実施期日

監 査 の 対 象			実 施 日
大 西 保 育 園	島 坂 保 育 園	中 園 保 育 園	令和3年8月18日
南 部 乳 児 保 育 園	福 岡 保 育 園	福 岡 南 保 育 園	令和3年8月19日

3 監査の対象期間

令和3年4月1日～令和3年8月19日

4 監査の着眼点

財務に関する事務等の執行が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかについて、配当予算の執行及び現金の出納を重点に監査した。

5 監査の実施内容

岡崎市監査基準の規定に基づき、提出された監査資料を参考とし、関係書類を試査するとともに、各保育園長等の説明を聴取し、かつ物品の管理状況について実査を行った。

6 監査の結果

各事務は、法令等に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているとおおむね認められたが、次のとおり改善・検討を要する事項等が見受けられた。

保育園

週休日の振替えにより、週の法定労働時間を超えて勤務した者について、時間数確認簿が作成されておらず、時間外勤務手当が支給されていないものがあったため、職員の給与に関する条例等に準拠した適正な処理をされたい。